

令和7年門審第23号

裁 決

押船A被押浚渫船BモーターべーとC衝突事件

受 審 人 a 2

職 名 A甲板員

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 c

職 名 C船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 c を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年3月19日12時23分僅か前

宮崎港東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 押船A

浚渫船B

総トン数 19トン
全長 16.15メートル 50.00メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出力 1,169キロワット
船種船名 モーターボートC
登録長 7.34メートル
機関の種類 電気点火機関
出力 84キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室と同室上方に構築したやぐら上に上部操舵室を設けた2機2軸2舵の鋼製引船兼押船で、同室中央に舵輪、その左舷側にG P Sプロッター及びレーダー、右舷側に機関操縦レバーをそれぞれ備え、船長a 1及びa 2受審人ほか甲板員1人が乗り組み、船首1.00メートル船尾2.50メートルの喫水をもって、船首部に旋回式ジブクレーンを備え、作業員1人を乗せて船首尾1.35メートルの等喫水となった非自航式浚渫船Bの船尾中央凹部に、船首部を嵌合して全長約59メートルの押船列（以下「A押船列」という。）を形成し、回航の目的で、令和6年3月19日08時30分宮崎県外浦港を発し、途中同県川南漁港沖合で仮泊する予定で、大分県佐伯港に向かった。

a 2受審人は、09時30分宮崎県油津港南方沖合で昇橋してa 1船長から引継ぎを受け、単独の船橋当直に就き、G P Sプロッター及びヘッドアップ表示の0.75海里レンジで、船首方が約1海里映るオフセンターとしたレーダーをそれぞれ作動させ、同県南部沿岸を北上し、12時13分僅か前宮崎港北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）から131度（真方位、以下同じ。）3.3海里の地

点で、針路を 017 度に定め、7.6 ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a 2 受審人は、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、12時20分僅か前北防波堤灯台から 116.5 度 3.0 海里の地点に達したとき、正船首 700 メートルのところに、C を視認することができ、船首が西北西方を向いて移動しない様子から錨泊中であることが分かり、その後 C に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、他船をほとんど見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったので、このことに気付かなかった。

こうして、a 2 受審人は、C を避けずに続航し、12 時 23 分僅か前北防波堤灯台から 109 度 3.0 海里の地点において、A 押船列は、原針路及び原速力のまま、B の右舷船首部が C の左舷中央部に、後方から 84 度の角度で衝突した。

当時、天候は雨で風力 3 の西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

a 1 船長は、B の食堂で休息中、機関音の変化に気付いて昇橋し、衝突の事実を知つて事後の措置に当たった。

また、C は、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室の右舷側に舵輪及び機関操縦レバーを、その前方に魚群探知機能を有する G P S プロッターをそれぞれ備えた F R P 製モーターボートで、c 受審人が 1 人で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首 0.3 メートル船尾 0.6 メートルの喫水をもって、同日 07 時 00 分宮崎港西地区を発し、同港東方沖合の釣り場に向かった。

c 受審人は、07 時 30 分釣り場に到着して釣りを開始し、釣果がなくなったのでポイントを移動し、11 時 30 分衝突地点付近で、水

深約32メートルの海中に重さ約9キログラムの六爪錨を投じ、同錨に長さ2メートルの錨鎖を介して接続した、直径14ミリメートル長さ100メートルの合成纖維製錨索を約60メートル伸出して船首部のたつに係止し、船首を西北西方に向け、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示せず、機関を停止して錨泊を開始した。

c受審人は、操舵室後方に座って右舷方に竿を出して釣りを再開し、12時20分僅か前衝突地点で、船首が293度を向いていたとき、左舷船尾84度700メートルのところにA押船列を視認することができ、その後同押船列が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、釣りをすることに気をとられ、見張りを十分に行わなかつたので、このことに気付かなかつた。

こうして、c受審人は、注意喚起信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることなく錨泊を続け、12時23分少し前左舷至近にA押船列を認め、機関を始動して後進にかけたものの、効なく、Cは、船首が293度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Bの右舷船首錨に修理を要さない擦過傷を生じ、Cは左舷中央部に破口を生じて転覆し、のち廃船処理された。

(航法の適用)

本件衝突は、宮崎港東方沖合において、航行中のA押船列と錨泊中のCとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されることとなる。

海上衝突予防法には両船の関係について規定した条文がないので、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、宮崎港東方沖合において、航行中のA押船列が、見張り不十分で、前路で錨泊中のCを避けなかったことによって発生したが、Cが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかつたことも一因をなすものである。

a 2 受審人は、宮崎港東方沖合において、川南漁港沖合の仮泊予定地点に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、当直中に船舶をほとんど見掛けなかつたことから、前路に航行の支障となる他船はないものと思い、見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、前路で錨泊中のCに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、B及びC両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Cを廃船とさせるに至った。

以上のa 2 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

c 受審人は、宮崎港東方沖合において、釣りのため錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、釣りをすることに気をとられ、見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するA押船列に気付かず、同船に対して注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに錨泊を続けて衝突を招き、B及びC両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Cを廃船とさせるに至った。

以上のc 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年12月4日

門司地方海難審判所

審判官 神崎和徳